

平日夜間特別窓口実施に伴う時差勤務の勤務時間等の変更（案）について

1. 概要

平日夜間特別窓口の受付日時を変更するにあたり、平日夜間特別窓口実施に伴う時差勤務の勤務時間等の変更を行う。

2. 内容

(1) 設定可能な勤務時間

変更前	遅出勤務：毎週木曜日 11:15～20:00（※休憩1時間） ※休憩時間は庶務事務システム上 14:30～15:30（固定）となるが、実際の取得時間については、窓口体制の確保の観点から各所属において職員ごとに決定。
-----	--



変更後	遅出勤務：第2・4木曜日 10:15～19:00（※休憩1時間） ※休憩時間は庶務事務システム上 13:30～14:30（固定）となるが、実際の取得時間については、窓口体制の確保の観点から各所属において職員ごとに決定。
-----	--

(2) 遅出勤務日の半日休暇の単位

変更前	午前半日休暇：11:15～14:30（3時間15分） 午後半日休暇：15:30～20:00（4時間30分）
-----	--



変更後	午前半日休暇：10:15～13:30（3時間15分） 午後半日休暇：14:30～19:00（4時間30分）
-----	--

3. 実施時期

令和8年7月1日